(表面)

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の特例処分期限日に係る届出書 令和7年8月1日

都道府県知事 (市長) 殿

届出者

住 所 ○○県○○市○○番○○号

氏 名 ○○工業株式会社 代表取締役 ○○ ○○ (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 ○○○-×××-□□□□

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第10条第3項第2号又は第18条第2項第2号の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

①特例処分期限日の適用の対象とする高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物

保管事業場の名称	○○工業株式会社 △△△事業所										
保管事業場の所在地	〇〇県〇〇市〇	○○県○○市○○番○○号									
特別管理産業廃棄物 職名及び氏			電話番号	000-×××-000							
保管の場所	事業場の所在地	と同じ									

番号		廃棄物の型式等					量	Ī	処分			
	号	廃棄物の種類	定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)	処分予定年月日	処分業者との調整状況	参考事項
19-	001	⑩蛍光灯用安定器	40 W	⑥三菱電 機(株)	FDR-C42B	S38. 3	不燃(性) 油	50 台	120.0 kg	R7. 5. 15	H29.7 登録 (tc000000000)	

(日本産業規格 A列4番)

②特例処分期限日の適用の対象とする高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

所在事	業場の名称	○○工業株式会社 △△△事業所											
		○○県○○市○○番○○号											
ポリ塩化 の智	ビフェニル使 管理責任者の職	用製品に係 3名及び氏4	る事業 名						電話番号		000-	)-×××-	
所在の場所 事業場の所在地と同じ													
	製品の種類		製	量			処分の見込み						
番号		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号	台数又は 容器の数	総重量 (1台当 重量×台	たり	処分予定金	年月日	処分業者との調整状況	参考事項
28-001	⑩蛍光灯用安 定器	50 W	②東京芝 浦電気 (株)	FRH-2- 40117B	S46. 1	不燃(性) 油	150 台	350.0	kg	R7. 5.	15	H29.7 登録 (tc000000000)	

- 備考 1. この届出書は、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所を管轄する都道府県知事に提出すること。
  - 2. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び 「所有事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
  - 3. 「番号」の欄には、既に届け出た高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に付されている番号を記入すること。
  - 4. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
  - 5. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器 (トランス) 等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号 等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。(例:不燃性油)
  - 6. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数(個数)を、その他のものについては保管している容器の数(缶数等)を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数(個数)を把握することができないときは、保管している容器の数(缶数等)を単位とともに記入すること。
  - 7. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数(個数)を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
  - 8. 「処分予定年月日」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月日 を記入すること。
  - 9. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。
  - 10. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること (例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所又は所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
  - 11. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
  - 12. 都道府県知事が定める部数を提出すること。